新型コロナウイルスワクチン4回目接種

60歳以上または18歳以上で基礎疾患等がある人等が対象です



新型コロナウイルスワクチンの4回目の接種が始まります。対象者や接種の時期などは、年齢や基礎疾患の有無等によりますので、ご注意ください。

接種の対象・

3回目の接種から5ヵ月が経過し、下記に該当する人 (1)60歳以上の人

②18歳以上60歳未満の基礎疾患等を有する人等 (初回時に基礎疾患等の優先接種の申告をしていな い人は申告が必要です)。

基礎疾患の申告 -

基礎疾患に該当し、新たに申告を希望する人は、接種についてかかりつけ医に確認の上、申告を行ってください。基礎疾患の種類や申告方法など詳細については、別途各戸に配布するピンク色のチラシや市公式ウェブサイトで確認してください。

接種券の発送 -

60歳以上の人と初回に基礎疾患等の優先接種の申告を行った人には、順次接種券を発送します。新たに②の申告をした人には、申告後順次発送します。

予約について -

60歳以上の人と初回時に基礎疾患等の申告を行っている人は、市が接種日を指定します(接種券に同封)。接種日の変更や接種を希望しない場合は、接種券が届いたら変更・取消を行ってください。

②に該当する人で、新たに基礎疾患等の申告をした 人は、各自で予約が必要です。

接種予約、接種日の変更・取消方法 -

新型コロナウイルス予約相談センターへの電話または、予約サイトで予約・変更等をしてください。詳細は接種券に同封しているチラシを確認してください。

☎健康推進課 992-5711

令和 4 年度介護保険料

7月から普通徴収が始まります

介護保険制度は、市区町村が保険者として運営する、 介護サービスが必要な人が費用の一部負担で利用でき る仕組みです。40歳以上の人は、加入者(被保険者) となり保険料を納める必要があります。

保険料の納め方 -

第1号被保険者(65歳以上の人)

7月中旬に介護保険料通知書が届きます。必ず内容 と支払い方法を確認してください。

●特別徴収

年金の定期払い(年6回)の際に年金から保険料が 天引きされます。

対年金が年額18万円以上の人

●普诵徴収

納付書を使用し、指定(代理)金融機関、またはコンビニエンスストア、スマートフォン決済、クレジットカード決済で納付するか、口座振替で納付してください。

対年金が年額18万円未満の人

※65歳になったばかりの人や転入した人、2月に年金天引きが行われなかった人は、しばらくの間、普通徴収になります。

第2号被保険者(40歳~65歳未満の人)

加入している医療保険料と合わせて徴収されている ため、介護保険料の通知は届きません。

滞納している保険料がある場合 -

保険料を滞納すると、滞納期間に応じて介護サービスが受けられなくなる場合があります。

保険料の減免 -

生活が著しく困窮していると認められる人を対象に、介護保険料の減免制度があります。新型コロナウイルス感染症の影響で支払いが困難になった人への減免制度もあります。詳しくは介護保険課へお問い合わせください。

☎介護保険課 995-1821